

## 石桜同窓会会則の一部改正に係る比較対照表（案）

令和7年1月28日

現 行	改 正 後
石桜同窓会（岩手中学校・岩手高等学校同窓会）会則	石桜同窓会（岩手中学校・岩手高等学校同窓会）会則
第1条 本会は石桜同窓会と称する。	第1条 （省略）
第2条 本会の事務所を母校に置く。	第2条 （省略）
第3条 本会は会員相互の親睦を図り、交誼を厚くし、 母校の繁栄に寄与することを目的とする。	第3条 （省略）
第4条 本会は目的遂行のため次の事業を行う。 (1) 会誌及び名簿の発行 (2) 総会及び懇親会の開催 (3) 母校行事への参加援助 (4) 功労者に対する感謝・表彰 (5) その他必要と認めた事項	第4条 （省略）
第5条 本会員を分け、次のとく定める。 通常会員 岩手中学校・岩手高等学校の卒業 生及び在学した者 賛助会員 岩手中学校・岩手高等学校に勤務 した職員 現に岩手中学校・岩手高等学校に 勤務する職員	第5条 （省略）
第6条 本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 3名 常任理事 若干名 理事 各回、各支部及びクラブOB会等 代表2名以内 会計 1名 監事 3名 2 本会に名誉会長、名誉顧問及び顧問を置くこと ができる。	第6条 （省略）  2 本会に名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与を置 くことができる。
第7条 役員は任期2ヶ年とし、再任することができ る。	第7条 （省略）
第8条 会長、副会長、会計及び監事は理事会におい て選出し、総会の承認を得るものとする。 常任理事は理事会において理事及び理事経験 者の中から選出する。 理事は各回、各支部及び各クラブOB会等毎 に選出する。	第8条 （省略）
第9条 会長は本会を代表し、一切の会務を総理する。 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは その会務を代理する。 常任理事会は会長、副会長及び常任理事を もって構成する。 理事は理事会を構成する。 会計は本会の会計業務を行う。 監事は会計を監査する。	第9条 （省略）

<p>第10条 常任理事会は事業や行事等の企画立案及び実施に当るほか、会長が必要と認めた事項についての審議検討に当り、理事会の議案作成に当る。</p> <p>第11条 理事会は重要な事項を審議執行する。</p> <p>第12条 本会に正副会長会議を設置し重要事案並びに常任理事会の議案等を審議する。</p> <p>第13条 本会に必要と認めた場合委員会を置くことができ、該当する事項を審議する。</p> <p>第14条 本会は年1回総会を開き、予算決算の承認並びに重要事項を議決する。 但し、必要ある場合は臨時総会を開くことができる。</p> <p>第15条 本会の運営は入会金、終身会費、賛助会費及び寄付金等の収入による。 2 通常会員は下記の会費を納入しなければならない。 (1) 入会金 5,000円（入会時） (2) 終身会費 7,000円（入会時）</p> <p>第16条 本会の会計年度は6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。</p> <p>第17条 会員は住所その他の変更がある場合は直ちに報告しなければならない。</p> <p>第18条 本会則の改正は総会の決議による。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 各地区に支部を置くことができる。</p> <p>2 本会則は昭和27年8月30日より施行する。</p> <p>3 不測の事態の発生などやむを得ない事情で総会を開催することができない場合、理事会を総会に次ぐ決議機関とし、その決定を総会の議決とする。 この場合、書面等による決議も可とするものとする。 なお、理事会の開催についても総会対応の方法と同様とする。</p> <p>昭和8年2月11日制定 昭和22年8月18日改正 (省略) 平成30年8月18日一部改正 令和2年12月11日一部改正</p>	<p>第10条 (省略)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 (省略)</p> <p>(省略)</p> <p><u>令和7年8月 日一部改正</u></p>
摘要	(一部改正の理由) 参与の設置について 本会の運営、事業推進等について、助言等に当たるものである。